

平成30年 4 月からの 保育所の入所申し込みを受け付けします

都合により受付会場に来ることができない人や、市外保育所などへの入所を希望する人は、1月9日(火)から1月26日(金)までの間に、市役所本庁子ども課で手続きをしてください(土・日曜日を除く)。
※受付期間後に申し込んだ場合や定員を超えた場合は、第1希望以外の保育所へ入所していただくことがありますので、ご了承ください。

▷申込先／問い合わせ先＝子ども課保育係(☎内線192)

【表1】認定区分と利用可能施設

認定区分	対象年齢	要 件	利用可能施設
1号	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認可保育所、認定こども園
3号	満3歳未満		認可保育所、認定こども園、地域型保育事業(※)

※現在、市内で地域型保育事業の実施予定はありません。

施設の利用には「認定」が必要です
保育所、こども園などを利用する場合は、教育・保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。この認定は、保育所などの利用の申し込みと同時に手続きを行うことができます。認定区分と利用可能施設は【表1】のとおり

【表2】保育を必要とする事由と「保育の必要性」を証明する書類

保育を必要とする事由		「保育の必要性」を証明する書類
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合	就労証明書(雇用されている人)、就労状況申告書(自営業・農林水産業に従事している人)
求職活動	求職活動を継続的にを行っている場合(就労内定を含む)	求職活動報告書兼申立書、雇用保険受給者証の写しなど
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	就労証明書(育児休業取得期間の記載欄があります)
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	母子手帳の写し(表紙と出産予定日記載部分)
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	在学証明書、履修内容が分かるもの(時間割、カリキュラムなど)
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	診断書、障害者手帳などの写し
病人看護など	同居の親族(長期間入院などをしている人も含む)を介護または看護している場合	介護申告書または診断書
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧に当たる場合	ご相談ください
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	
その他	上記と同様の状態にある場合	

です。
※海の星幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。
※P10～12では、保育所とこども園(2号・3号／保育希望)の申し込みについて記載しています。こども園(1号／教育希望)と海の星幼稚園への入所を希望する人は、P13をご覧ください。

2号・3号(保育)の認定を受けるとは?
保育所・こども園で保育認定を受けられるのは、父母などの保護者が【表2】のいずれかの事由に該当する場合です。また、事由とその保育の必要量(就労時間など)によって、保育を利用できる時間が区分されます。



**保育を
利用できる時間**
保護者の就労時間などによって、保育を利用できる時間が異なります。
・**保育標準時間**
保護者の就労時間が月120時間以上の場合、1日最長11時間まで
・**保育短時間**
保護者の就労時間が月48時間以上120時間未満の場合は、1日最長8時間まで
※各施設の保育時間は、【表3】をご覧ください。

申し込みに必要な書類など
(1)支給認定申請書兼施設利用申込書
児童1人につき1枚の提出が必要です。
(2)「保育の必要性」を証明する書類(【表2】参照)
父母、同居している65歳未満の祖父母1人につき1枚の提出が必要です。
(3)保育料を算定するために必要な書類(いずれか1つ)
平成29年1月1日現在で大船渡市に住所がなかった人

のみ必要です。
・平成29年度住民税所得額・課税額証明書の写し(平成29年1月1日現在住所があった市区町村役場で取得できます)
・平成29年度住民税特別徴収税額決定通知書の写し
(4)マイナンバー関係の書類
①マイナンバー確認書類(いずれか1つ)
・個人番号カード
・個人番号通知カード
・個人番号が記載された住民票の写し など
②身元確認書類(いずれか)
・個人番号カード
・運転免許証やパスポートなど、写真付き身分証明書のうち1点
・健康保険証や年金手帳など、官公署などが発行した写真表示のない書類のうち2点
③委任状
申請者に代わって代理人が申し込む場合に必要です。
※申込書などは、各保育所・こども園のほか、市役所本庁子ども課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所で配布しています。
※世帯の状況により、追加書類の提出が必要な場合があります。

【表3】保育所の入所申込受付日時と取扱保育

施設名(会場)	受付日時	保育標準時間(保育短時間)	延長保育
盛保育園	1月9日(火) 14:30～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
大船渡保育園	1月10日(水) 14:00～16:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	19:00まで
明和保育園	1月11日(木) 14:30～16:00	7:00～18:00 (8:00～16:00)	19:00まで
末崎保育園	1月12日(金) 14:30～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
赤崎保育園	1月15日(月) 14:30～16:00	7:30～18:30 (8:00～16:00)	19:00まで
蛸ノ浦保育園	1月16日(火) 15:00～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
猪川保育園	1月17日(水) 14:30～16:00	7:30～18:30 (8:00～16:00)	19:00まで
立根保育園	1月18日(木) 14:30～16:00	7:15～18:15 (8:30～16:30)	18:45まで
日頃市保育園	1月19日(金) 15:00～16:00	7:15～18:15 (8:00～16:00)	18:45まで
綾里こども園(2・3号／保育)	1月22日(月) 15:30～16:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	19:00まで
越喜来こども園(2・3号／保育)	1月23日(火) 15:30～16:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	19:00まで
吉浜こども園(2・3号／保育)	1月24日(水) 15:30～16:30	7:30～18:30 (8:30～16:30)	19:00まで

※いずれの施設も乳児保育、障がい児保育、一時預かり(乳児可)に対応可能です。

※保育短時間の利用者が保育を利用できる時間より前に児童を預ける場合も延長保育扱いとなります。

(11) 広報大船渡 29.12.5(No.1116)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

ります。
※申込書類に虚偽があった場合、入所を取り消すことがあります。
年度途中の入所を希望する皆さんへ
入所を希望する月の前月の15日までに、必要な書類を市役所本庁子ども課に提出してください。年度途中で入所する場合、入所日は入所を申し込んだ月の翌月の1日となります。

「ぴったりサービス」をご利用ください

「ぴったりサービス」は、地方公共団体が提供している行政サービスの検索やオンライン申請ができるサービスです。子育て分野からサービスの提供が始まっています。

サイトにアクセスし、入力フォームを用いて「支給認定申請書兼施設利用申込書」を作成できるほか、就労証明書などの必要書類をダウンロードすることができます。

■利用の手順

①「岩手県大船渡市」を選択➡②Step1「子育て」、Step2「保育園・幼稚園など」の条件で検索➡③「支給認定の申請」

ぴったりサービス

検索

